

# 平成28年度農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の

## 放射性物質検査計画について

平成28年3月28日  
千葉県農林水産部安全農業推進課  
電話：043（223）3091

### 1 目的

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部・以下ガイドライン）の方針に従い、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資する。

### 2 検査対象品目

- (1) 平成27年4月1日以降、国内で基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された品目

本県の該当品目：無し

- (2) 平成27年4月1日以降、国内で基準値の1/2（50Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された品目（(1)に掲げる品目を除く）

本県の該当品目：無し

- (3) 国民の摂取量を勘案した主要品目

米、茶、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、ナシ等の果実類

- (4) 生産状況を勘案した主要農産物

#### ① 県主要農産物

ア 野菜類：ネギ、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、  
ナバナ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ  
ミツバ、シシトウ、ソラマメ、レタス、ナス、ピーマン  
イチゴ、メロン、コマツナ、ショウガ

イ 果実類：ビワ

- ウ その他：落花生
- ② 市町村の生産振興品目等
  - ア 各市町村の生産振興品目
  - イ その他県が指定する品目
    - ・野菜類：無し
    - ・果実類：ユズ、クリ
    - ・その他：茶
- ③ 事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目  
(ガイドラインⅡ 3(10)の規定に基づく品目)

### 3 検査対象品目及び検査対象市町村並びに検体数

区分	検査対象品目	検査対象市町村及び検査点数
国民の摂取量を勘案した主要品目 (ガイドラインに記載されている品目で本県の産地があるもの)	ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、トマト	指定野菜 <sup>※1</sup> の野菜指定産地を対象とし、指定産地毎に主な市町村(原則として作付面積の多い市町村)で1点とする。ただし、同一市町村で春作と冬作がある場合などは原則として出荷の早いもので検査する。 ※1 指定野菜：野菜生産出荷安定法に基づく指定野菜をいう。
	ホウレンソウ、サツマ芋、サト芋、ハクサイ、ナシ	主要産地 <sup>※2</sup> のある農業事務所毎に1市町村(原則として作付面積の多い市町村)で1点とし、産出額で検査点数を調整するものとする。 ※2 主要産地：品目別作付面積(青果物生産出荷統計)が県平均以上の市町村
米、麦、大豆、そば	米	原則として主要産地 <sup>※3</sup> (市町村単位)を対象とし、市町村ごとに1点とする。ただし、各農業事務所管内で該当市町村がない場合は、最も作付面積の多い市町村で1点とする。 ※3 主要産地：平成26年産水稻作付面積(作物統計)2,000ha以上の市町村(市町村の平均作付面積約1,000haの2倍)
	麦	主要産地 <sup>※4</sup> (市町村単位)を対象とし、市町村ごとに1点とする。 ※4 主要産地：平成26年産麦類作付面積(作物統計)が小麦については50ha以上の市町村(作付市町村の平均面積約25haの2倍)、その他の麦種については最も作付面積の多い1市町村

	大豆	原則として主要産地 <sup>※5</sup> （市町村単位）を対象とし、市町村ごとに1点とする。 ※5 主要産地：平成26年産大豆作付面積（作物統計）40ha以上の市町村 （作付市町村の平均面積約20haの2倍）
	そば	25年産そばにおいて、放射性セシウムが検出された「我孫子市」で1点とする。
県主要農産物 ・農業産出額が全国順位1～3位までの品目 ・農業産出額が概ね30億円以上の品目 ・国民の摂取量を勘案した主要品目以外の指定野菜品目 ・その他の主要品目（コマツナ、ショウガ）	袷、レタ	指定野菜の野菜指定産地を対象とし、指定産地毎に主な市町村（原則として作付面積の多い市町村）で1点とする。ただし、同一市町村で春作と冬作がある場合などは原則として出荷の早いもので検査する。
	落花生、エダマメ、カブ、サインゲン、シュンギク、ナバナ、スィカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シトウ、ソラメ、ヒバリ、ナス、ピーマン、イチゴ、メロン、コマツナ、ショウガ	主要産地 <sup>※2</sup> のある農業事務所毎に1～2市町村（原則として作付面積の多い市町村）で1点とし、産出額で検査点数を調整するものとする。 ※2 主要産地：品目別作付面積（青果物生産出荷統計）が県平均以上の市町村
市町村振興品目等	市町村が要望する品目	上記区分にかかわらず原則として1市町村当たり2品目を上限とする。検査実施は県と協議の上、決定するものとする。
	過去年に基準値の1/2を超過した品目 ユズ、クリ、茶	平成26年度に放射性セシウムが検出された市町村とする。 ユズ、クリ：各1点 茶：各3点（1、2、春番茶）
	事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目	品目数は限定しない。

#### 4 検査の頻度及び時期

##### (1) 頻度

品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して隔週1回程度）に実施する。ただし、米、麦、大豆は毎週実施する。

##### (2) 時期

原則として、出荷開始前から出荷初期段階で実施する。ただし、麦は販売する前\*に実施する。

※【集荷業者を通す場合】出荷業者が販売する前  
【個人出荷等】個人等が販売する前

## 5 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた食品については、別途必要な措置をとる。

# 平成 28 年度農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の放射性物質検査計画

平成 28 年 3 月 28 日  
安全農業推進課

## 1. 目的

平成 28 年 3 月 25 日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）の方針に基づき、平成 27 年度以降の検査を踏まえた本検査計画により、県産農産物（野菜類・果樹類・穀類・茶）の安全性を確認し円滑な流通に資する。

## 2. 検査対象品目・市町村及び検査頻度・点数の概要

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【重点検査品目】			検査 点数 計画
類別分類	検査頻度及び点数	対象品目	50Bq/kg 超市町村	主要産地 その他市町村	
<b>(1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目（検査対象 17 都県での検査実績）</b>					
-					
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【重点検査品目】			検査 点数 計画
類別分類	検査頻度及び点数	対象品目	50Bq/kg 超市町村	その他市町村	
<b>(2) 基準値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出された品目（(1) に掲げる品目を除く）（検査対象 17 都県での検査実績）</b>					
-					
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【一般検査品目】			検査 点数 計画
類別分類	点数	対象品目	(1 点/出荷前～初期)		
<b>(3) 国民の摂取量を勘案した主要品目</b>					
ア ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜	検査頻度 指定なし	ア ダイコン、キャベツ、ハクサイ、タマネギ、キュウリ (5 品目)	対象市町村： 野菜指定産地毎に主な市町村で 1 点とする。 その他の品目は、原則として、主要産地のある農業事務所毎に 1 点とする。		39 点
イ ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜		イ ニンジン、ホウレンソウ、トマト (3 品目)			
ウ ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類		ウ ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ (3 品目)			
エ 柑橘類		エ			
オ リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類		オ ナシ (1 品目)			
<b>(4) 米・麦・大豆・そば</b>					
指定なし	検査頻度 指定なし	① 米	対象市町村： 主要産地※1 を対象とし、市町村ごとに 1 点とする。 農業事務所管内で該当市町村がない場合、最大面積の市町村で 1 点とする。 ※1：作付面積 2,000ha 以上の市町村		13 点
		② 麦	対象市町村： 主要産地※2 を対象とし、市町村ごとに 1 点とする。 ※2：小麦は作付面積 50ha 以上、その他の麦種は最大面積の 1 市町村		7 点
		③ 大豆	対象市町村： 主要産地※3 を対象とし、市町村ごとに 1 点とする。 ※3：作付面積 40ha 以上の市町村		8 点
		④ そば	対象市町村： 過去に検出された 1 市町村で 1 点とする。		1 点
<b>(5) 生産状況を勘案した主要農産物</b>					
指定なし	検査頻度 指定なし	① 県主要品目 落花生、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ヤマトイモ、ビワ（以上※4）、ネギ、レタス、ナス、ピーマン（以上※5）、イチゴ、メロン（以上※6）、コマツナ、ショウガ（以上※7）（計 22 品目） ※4：産出額全国 3 位までの品目 ※5：国民の摂取量を勘案した主要品目以外の指定野菜品目 ※6：産出額が概ね 30 億円以上の品目 ※7：その他の主要品目	①対象市町村： 野菜指定産地毎に主な市町村で 1 点とする。 その他の品目は、原則として、主要産地のある農業事務所毎に 1～2 点とする ただし、露地・施設は区分して実施する。		57 点
		② 市町村振興品目等 〔市町村振興品目〕 米(3 市町)、ニンジン、エンサイ、メロン、イチジク(2 市)、ナシ(4 市)、ネギ、コマツナ、クリ、サトイモ、自然薯、落花生、キウイフルーツ、茶、カボチャ、ミツバ、ブルーベリー、(計 17 品目) 〔その他県が指定する品目〕 ユズ、クリ、茶 (3 点)	②対象市町村： 市町村各 1 点 ただし、茶は各 3 点とする。		39 点

合計 164 点